

民間資金等活用事業推進委員会第24回合同部会議事概要

日 時：平成14年6月4日（火） 12：30～14：40

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

ヒアリング説明者：

【財務省】菅野理財局国有財産調整課長、羽深主計局調査課長、

菊池主税局税制一課企画官、松浦税制二課課長補佐、

谷口国税庁法人課税課課長補佐、梅本大臣官房政策金融課長

【環境省】竹本廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、

海野廃棄物対策課課長補佐、高澤産業廃棄物課課長補佐、

相川浄化槽推進室課長補佐、杉元自然環境局国立公園課課長補佐、

築島自然環境整備課課長補佐

【防衛庁】齊藤防衛庁長官官房施設課長、鎌田防衛施設庁施設部施設企画課長、

山本業務部提供施設課長

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
菅野参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

議事概要

関係省庁からのヒアリング

財務省より資料1に基づき財務省の取り組みについて説明。

【質疑】

<公務員宿舎整備事業について>

・本事業はBTOで行われるが、担保提供についてどのように考えているのか。

(財務省)担保については、ファイナンスのスキームを含め、民間事業者サイドでお考え
いただくことになろうと考えている。

・事業期間終了後の施設の維持管理を、引き続き維持管理を行っていた業者に委ねること
が合理的と考えるが如何か。

(財務省)事業期間終了後、維持管理を行っていた業者に引き続き施設の維持管理を委ね
る場合も、改めて契約を結び直すことになる。この場合、一般的に考えて、競争入札に
なるように思う

・リスクの把握が甘く、リスク分担に曖昧さを残したままだと、正しいVFM評価ができ
ない。その点をどのように認識し、対処するつもりか。

合築部分のリスクについてはどのように考えているのか。

(財務省)今後、合築部分については、リスク分担等をはっきりさせ、契約に織り込んで

いく必要がある。

- ・ P F I 事業者破綻時における合築部分の底地の利用権の取り扱いはどのようになるのか。
(財務省) 今後詰める予定だが、 P F I 事業者の破綻時に国として権利を主張しうるような契約を検討していく。

<財務省の P F I への取り組みについて>

- ・ 法人税について、法定耐用年数と事業期間が異なることによる P F I 事業者の税負担増や大規模修繕引当金の必要性が指摘されているが、これらについてどのように考えているのか。また、国税に関する地方公共団体や事業者からの質問等について統一的な対応を行うべきでは。

(財務省) P F I 事業はその内容が多岐にわたることから、税の問題について、具体的な案件毎に個別に相談に応じるスタンス。各省庁から「特定の税負担が無ければ V F M が出るのに」という相談があるが、この考え方は P F I の本来の趣旨にそぐわない。修繕引当金についても、個別の事例が無ければはっきりとしたことは言えないが、一般的に、特別修繕引当金自体が制度として縮小されている中で、 P F I 事業における修繕引当金というのは問題が出てこよう。

リースを行った場合や延払い条件付の譲渡が行われた場合の税の取り扱いについても具体の事案があれば相談に応じる。

- ・ 現行の会計法・予決令と P F I における入札手続の問題等をどのように考えているのか。
(財務省) P F I 方式では、一般競争入札だけではなく総合評価方式など新たな入札方式が出てきていることは承知しているが、現在の会計法、予決令の中で特段困っているという話は我々は直接に伺っていない。何か問題があれば、対応したい。
- ・ 補助金についてイコールフットィングできるということによいか。
- ・ 税のイコールフットィングについてはどうか。

(財務省) 補助金について、財務省としては各省庁に対しイコールフットィングを積極的に図るべきと申し上げている。

一方、税金の問題は補助金とは別であり、税制の問題として整理する必要がある。

- ・ 事業者から、政策投資銀行からの無利子融資を予定している事業について、政策投資銀行と具体的に協議ができない段階で、無利子融資を前提として提案を検討する必要がある場合もあり、民間事業者のリスクが大きいのではないかという指摘がある。

(財務省) 政策投資銀行が、落札前の特定の事業者へ融資の確約を行うことはできない中で、 L O I (関心表明) を政策投資銀行がレンダーとして地方自治体へ出すことで、事業に対する政策投資銀行のスタンスをある程度明らかにしている。具体的な案件等あれば、前広に政策投資銀行へ相談いただきたい。

- ・ 税については、モデルを用いて検討することも可能なのでは。

(財務省) 一つの方法だとは思いますが、前提の置き方で展開が大きく違ってくることもあって、限界がある。税と V F M の関係については、税の負担を含めて V F M を評価し、複数の政策手段の中から有効なものを選択するべきだと考える。

環境省より資料 2 に基づき環境省の取り組みについて説明。

【質疑】

- ・一般廃棄物処理施設の廃棄物処理法上の事業主体は市町村である一方、住民は P F I の選定事業者からサービスを購入するという形であるが、事業主体である市町村と施設整備を行う P F I の選定事業者のどちらが、住民に対し事業の顔として表われるのか。

また、産業廃棄物処理施設は、平成 14 年度からモデル的整備事業を拡充し、P F I 選定事業者自身が事業主体になるが、埼玉県の実業の B O O においては、住民に対する表の顔として県が出るという理解でよいか。

(環境省) 廃棄物処理法上、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出者が処理責任を負っている。したがって、一般廃棄物処理施設の事業主体は一部事務組合ないし市町村。産業廃棄物処理施設については廃棄物処理法において、例外的に都道府県などの公共が関与して広域的に産業廃棄物の処理を行う「廃棄物処理センター」が位置づけられている。

- ・廃棄物処理法上の事業主体と施設の整備主体が分かれているが、環境アセスメントは施設整備を行う P F I 選定事業者に委ね、公は行わないということか。

(環境省) 事業主体である市町村は環境アセスメントを行わない。

- ・倉敷の案件は P F I 事業者が三セクであるが、従来の三セク事業との違いはどのような点にあるのか。

(環境省) 本件は、P F I 法に基づいて民間へ事業を委ねており、運営にあたり公共が一般廃棄物についてサービス料金を支払い、産業廃棄物について処理料金を支払うという二つの仕組みが合体しているという点でユニークであると理解。

防衛庁より資料 3 に基づき防衛庁の取り組みについて説明。

【質疑】

- ・イギリスでは、ヘリコプターのシミュレーション等ソフトの部分でも P F I が利用されている。宿舍整備等では P F I のメリットを活かし難い。ソフト面における P F I に取り組んでみてはどうか。

(防衛庁) その件は承知しており、ソフト事業への P F I 適用のメリットも感じているが、制度や運用の見直しを伴うところでもあり、順次、問題を解決しながら取り組んでいきたいと考えている。

- ・機密の面からイギリス並みの P F I の導入は可能なのか。

また、燃料貯蔵施設の P F I を検討しているが、現行の法制度では敷地利用権の問題等、難しい面があるのではないかと。

(防衛庁) いわゆる秘密事項に関わるものの P F I の可能性は研究課題となっている。日本の防衛秘密に関わる取り扱い、防衛庁職員・自衛隊員であれば当然守秘義務を負うが、一般の民間企業との契約形態では契約上の守秘義務を交わすに従来とどまっており、

刑事罰を伴わない措置しかとれなかったが、昨年、自衛隊法の改正で、防衛秘密に関わるものについて、刑事罰を伴う規定が自衛隊法に盛り込まれた。この制度をどう活用し得るかが今後の論点となる。

燃料タンクについては、自衛隊で使う燃料と企業の保管用燃料を、同じタンクを使って貯蔵するということが理論的に考えられないか、という一つのアイデアを示したものである。制度及び運用面での問題については、今後も検討を進めていく考えである。

- ・ V F Mの算定にあたって、間接費をどのように考えられたのか。また、リスクの金額換算を行ったのか。

(防衛庁) 今回の V F Mの算定は、そのようなところまでは踏み込んでいない。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

(事務局) これまでのヒアリングを受け、今後の検討課題などを検討していただきたい。

開催時期は、両部会長ともご相談しながら、調整したい。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681